

## 平成25年第7回定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年9月18日（水曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 議	9月20日 14時15分 亀里敏郎議長宣言			
閉 会	9月20日 15時00分 亀里敏郎議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	亀 里 敏 郎 議 員	7	内 田 竹 保 議 員
	2	内 間 広 樹 議 員	8	知 念 一 邦 議 員
	3	仲宗根 清 夫 議 員	9	名 嘉 實 議 員
	5	島 袋 義 範 議 員	10	友 寄 祐 吉 議 員
	6	山 城 克 己 議 員	11	渡久地 政 雄 議 員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島田勝雄君 主 査 山城佐百合君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島 袋 秀 幸 君	副 村 長	名 城 政 英 君
	教 育 長	宮 里 徳 成 君	総 務 課 長	知 念 吉 久 君
	政策調整室長	宮 城 弘 和 君	建 設 課 長	並 里 晴 男 君
	教育行政課長	大 城 強 君	農 林 水 産 課 長	古 堅 和 昌 君
	会 計 管 理 者	内 間 常 喜 君	農 林 水 産 課 参 事	宮 里 政 喜 君
	公営企業課長	西 江 正 君	福 祉 保 健 課 長	金 城 和 廣 君
	商工観光課長	東 江 民 雄 君	住 民 課 長	西 江 忍 君
	総務課長補佐	新 城 米 広 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	宮 里 正 邦 君
	農林水産課長補佐	玉 城 正 朝 君	農 林 水 産 課 長 補 佐	島 袋 英 樹 君
	教育委員会補佐	山 城 直 也 君		
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

## 平成25年第7回伊江村議会定例会議事日程（第3号）

平成25年9月20日（金）午後2時15分 開 議

日程	議案番号	件名
第1	認定第2号	平成24年度伊江村一般会計歳入歳出決算の認定について
第2	認定第3号	平成24年度伊江村診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
第3	認定第4号	平成24年度伊江村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第4	認定第5号	平成24年度伊江村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第5	認定第6号	平成24年度伊江村水道事業会計決算の認定について
第6	認定第7号	平成24年度伊江村船舶運航事業会計決算の認定について
第7	陳情第1号	県産品の優先使用について
第8	意見書第3号	民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書（案）
第9	決議第1号	県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する抗議決議（案）
第10	決議第2号	米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議（案）
第11		閉会中の議員派遣について
第12		閉会中の継続調査について

○ 議長 亀里敏郎君

ただいまから第7回伊江村議会定例会3日目の会議を開きます。(開議時刻14時15分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 認定第2号 平成24年度伊江村一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第6 認定第7号 平成24年度伊江村船舶運航事業会計決算の認定についてまでの6件を一括議題といたします。

お諮りします。本件6件に関する委員長報告はお手元に委員会審査報告書を配布いたしましたので、会議規則第41条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって委員長報告は省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。認定第2号討論を許します。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕  
討論なしと認めます。

これから認定第2号 平成24年度伊江村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第2号 平成24年度伊江村一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

認定第3号討論を許します。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第3号 平成24年度伊江村診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第3号 平成24年度伊江村診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

認定第4号討論を許します。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第4号 平成24年度伊江村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第4号 平成24年度伊江村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

認定第5号討論を許します。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第5号 平成24年度伊江村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第5号 平成24年度伊江村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

認定第6号討論を許します。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第6号 平成24年度伊江村水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第6号 平成24年度伊江村水道事業会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

認定第7号討論を許します。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第7号 平成24年度伊江村船舶運航事業会計決算の認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第7号 平成24年度伊江村船舶運航事業会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第7 陳情第1号 県産品の優先使用についてを議題といたします。

本陳情は平成25年7月18日付で社団法人沖縄県工業連合会会長、湧川昌秀ほか4団体から提出されております。

お諮りします。本陳情については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって陳情第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから陳情第1号 県産品の優先使用についてを採決いたします。お諮りします。

本陳情書は、採択することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって陳情第1号 県産品の優先使用については、採択することに決定いたしました。

なお、村当局におかれましては、採択された陳情書の趣旨に沿って事業を執行していただきますよう御要請申し上げます。

日程第8 意見書第3号 民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書（案）を議題といたします。

本案は、提出者 内田竹保議員、賛成者 友寄祐吉議員から提出されております。

本案について提案理由の説明を求めます。7番 内田竹保議員。

#### ○ 7番 内田竹保議員

ただいま議題となりました意見書第3号につきましては、沖縄民間戦争被害者の会会長 野里千恵子会長から決議依頼があり、また去った9月9日には、野里会長みずからが来庁されまして、亀里敏郎議長へ採択の依頼を受けての提案であります。

また、今議会運営委員会での採択を受けての提案であります。朗読をして提案理由にかえます。

意見書第3号 民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書（案）

先の大戦で、沖縄においては一般住民を巻き込んだ国内唯一の壮絶な日米の地上戦が行われ、アメリカ軍の10. 10空襲や艦砲射撃など地上・海上からの戦闘行為等が原因で県民の4分の1近い15万人（推定）が命

を失い、数えきれない肉体的・精神的障害を生み出し、甚大な財産的損害を被り、言語に絶する苦しみや悲しみを体験し今日に至っております。

沖縄戦の生存被害者は戦後67年後の現在、平均年齢が80歳を超えております。

戦争を開始し続行してきた国には、自ら引き起こした戦争被害にけじめをつけ、これを補償する条理上、法的な責任があり、行政や立法により解決すべき責任があります。

アジア太平洋戦争の「沖縄戦」における一般民間戦争被害者のうち戦傷病者戦没者遺族等援護法により援護された被害者以外の数多くの未補償の被害者（死没者の場合はその遺族）に対して国の責任において援護措置を決定し、相当の援護金等を支給する「新たな援護法」を制定することを要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成25年9月20日 沖縄県国頭郡伊江村議会。

あて先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、厚生労働大臣であります。御審議方、よろしく願います。

なお、私の朗読に読み違えがありましたら、議長のほうで訂正をお願いをするものです。よろしく願います。

#### ○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

休憩します。

(休憩時刻14時26分)

再開します。

(再開時刻14時27分)

お諮りします。ただいま議題になっています意見書第3号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって意見書第3号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから意見書第3号 民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書(案)を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって意見書第3号 民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第9 決議第1号 県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する抗議決議(案)を議題といたします。

本案は、提出者 内田竹保議員、賛成者 友寄祐吉議員から提出されております。

本案について提案理由の説明を求めます。7番 内田竹保議員。

#### ○ 7番 内田竹保議員

ただいま議題となりました決議第1号につきましては、沖縄県町村議会議長会での決議を受け、また本議会、議会運営委員会での採択を受けての提案であります。

朗読をして提案理由にかえます。

決議第1号 県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する抗議決議(案)。

去る6月21日、在沖米軍第18航空団は、1月から米軍嘉手納基地に暫定配備しているF22ラプターの配備期間延長を発表し、7月1日には、防衛省が、米軍普天間飛行場に追加配備されるMV22オスプレイ12機が山口県岩国飛行場での機能確認のための試験飛行実施後、普天間飛行場に移動すると発表した。そして実際、7月30日に岩国基地に搬入し、間髪を入れず8月3日に普天間基地に2機を追加配備し、残り10機については、5日午後に発生した宜野座村の米軍キャンプ・ハンセン訓練場内での米軍HH60救難用ヘリコプターの墜落事故を受けて、配備を延期すると発表した。すでにこれまで1機を残し9機が配備されている。オスプレイの県内配備については、その安全性に対する大きな疑念から沖縄県議会を初め、県内41市町村議会の全てにおいてオスプレイ配備に抗議する決議が可決され、昨年9月9日には「オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会」が開催され、オスプレイ配備計画の即時撤回と普天間飛行場の閉鎖、撤去を求める決議が採択された。

それにもかかわらず、日米両政府は、同年9月19日の日米合同委員会において「安全確保策」を正式合意し、安全宣言を発表して、同年10月1日に普天間飛行場にオスプレイ12機を強行配備した。

しかし、同安全宣言は、「できる限り」、「可能な限り」などの米軍の恣意的運用を可能にする条件つきのものであり、オスプレイ配備後に沖縄県が飛行合意違反と指摘した318件について、防衛省は7月30日、「日米合意に違反する飛行の確認は得られていない」との検証結果を公表し、米軍が合意に基づき飛行していると繰り返し述べている。

このような状況下において、ラプター12機の暫定配備期間を延長した上に、さらにオスプレイ12機を追加配備することは、県民の思いを踏みにじる暴挙である。

現在、県民の騒音・環境問題等に対する怒りと不安、墜落への恐怖は払拭されておらず、余りにも県民の声を無視し続ける両政府の対応は、言語道断で到底容認できるものではない。

よって、本村議会は、県民の生命、安全及び生活環境を守る立場から、県内へのオスプレイ追加配備及び常駐化につながるラプター暫定配備期間延長に強く抗議するとともに、普天間飛行場の固定化に強く反対し、オスプレイ及びラプター全機の撤収と普天間飛行場の閉鎖・撤去を強く要求する。

以上、決議する。平成25年9月20日、沖縄県国頭郡伊江村議会。

あて先は、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長、駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、第18航空団司令官。以上、御審議方、よろしく申し上げます。

なお、私の朗読に読み違いがありましたら、議長で訂正をお願いしたいと思います。

## ○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

休憩します。

(休憩時刻14時35分)

再開します。

(再開時刻14時36分)

お諮りします。

ただいま議題になっております決議第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって決議第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから決議第1号 県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する抗議決議(案)を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって決議第1号 県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する抗議決議(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第10 決議第2号 米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議(案)を議題といたします。

本案は、提出者 友寄祐吉議員、賛成者 内田竹保議員から提出されております。

本案について提案理由の説明を求めます。10番 友寄祐吉議員。

### ○ 10番 友 寄 祐 吉 議 員

ただいま議題となりました決議第2号について、提案理由の説明をしたいと思います。

まず、この決議第2号についても、先ほどの決議第1号同様に町村議長会での決議、そしてまた村議会運営委員会での採択によつての提案であります。

朗読をして、説明いたします。

決議第2号 米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議(案)。

8月5日午後4時ごろ、米軍キャンプ・ハンセン訓練場内で、嘉手納基地所属の米軍HH60救難用ヘリコプター1機が墜落炎上する事故が発生した。日米両政府がMV22オスプレイの追加配備を強行していることに対し、県民挙げて強い反対運動を行っているさなかのことである。

墜落現場は、宜野座村松田の住宅地から北西約2キロ離れた大川ダムの北端で、東側約1キロには沖縄自動車道が走っており、付近の松田区には保育所、幼稚園、小学校もあり、一步間違えば住民を巻き込む大惨事を引き起こしかねないものであり、県民に大きな不安と恐怖を与えている。

墜落したHH60救難用ヘリコプターについては、これまでもトラブルによる緊急着陸を起こしており、去る6月5日には東村高江の県道から250メートル離れた北部訓練場内に緊急着陸している。また、復帰後の米軍機の墜落事故は県が把握しただけで昨年末までに43件に上り、今年5月の沖縄本島東の米軍訓練海域上でのF15戦闘機の墜落事故や今回の事故を含めると復帰後45件の墜落事故が発生しており、1年に1回以上墜落事故を起こしていることになる。

本県では、これまで相次いで発生した戦闘機やその他の航空機による墜落事故等に対し、県議会をはじめ関係機関が日米両政府に事故の原因究明と再発防止や航空機の安全管理の徹底等の申し入れを行っているにもかかわらず、墜落事故がまた発生したことは誠に遺憾である。

よつて、本村議会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し断固抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記 1 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに県民に明らかにすること。2 事故原因の究明、安全対策及び再発防止策が講じられるまでの間、県内における米軍HH60救難用ヘリコプターの飛行を中止すること。3 機体の整備・保守点検体制を徹底的に見直して機体の安全管理と事故の再発防止に努めること。

以上、決議する。平成25年9月20日、沖縄県国頭郡伊江村議会。

あて先、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長、駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、第18航空団司令官。以上であります。よろしくお祈りします。

### ○ 議長 亀 里 敏 郎 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております決議第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって決議第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから決議第2号 米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議(案)を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって決議第2号 米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第11 閉会中の議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

閉会中の議員派遣について、別紙のとおり派遣することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中の議員派遣については、別紙のとおり決定いたしました。

次にお諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容については、今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の内容に変更を要するときは、その取り扱いについては議長に一任することに決定いたしました。

日程第12 閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配りました閉会中の継続調査申し出書のとおり、総務常任委員長、経済公営企業常任委員長から継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次にお諮りします。本定例会において議決された議案案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第7回伊江村議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。シーパー、ニフェーヤタン。

(閉会時刻15時00分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき  
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 亀 里 敏 郎

署名議員（6番） 山 城 克 己

署名議員（7番） 内 田 竹 保